



2007年2月14日

各 位

会社名 株式会社クレハ  
代表者 代表取締役社長 田中 宏  
コード番号 4023 (東証・大証第一部)  
問合せ先 広報部長 古谷 良樹  
(TEL 03-3249-4651)

**慢性腎不全用剤「クレメジン」の後発品「キューカル」に関する  
特許権侵害訴訟について**

株式会社クレハは、当社製造の慢性腎不全用剤「クレメジン細粒」、「クレメジンカプセル200」の後発品である「キューカル細粒分包2g」、「キューカルカプセル286mg」を製造・販売するテイコクメディックス株式会社（社長：石川弘道）に対して、これら後発品の製造・販売等が当社の保有する特許権（発明の名称「経口投与用吸着剤、並びに腎疾患治療又は予防剤、及び肝疾患治療又は予防剤」、登録番号：第3835698号）を侵害するものとして、2月13日、東京地方裁判所に提訴しました。

請求根拠、内容等については、次のとおりです。

1. 対象会社及び対象製品  
対象会社：テイコクメディックス株式会社  
対象製品：「キューカル細粒分包2g」及び「キューカルカプセル286mg」
2. 請求根拠となる特許権  
下記の当社保有特許権  
発明の名称：経口投与用吸着剤、並びに腎疾患治療又は予防剤、及び肝疾患治療又は  
予防剤  
登録番号：第3835698号
3. 請求内容  
製造・販売等の差止め及び損害賠償請求
4. 関連する当社商品名  
「クレメジン細粒」及び「クレメジンカプセル200」
5. 本件の請求根拠となる特許発明「経口投与用吸着剤、並びに腎疾患治療又は予防剤、及び肝疾患治療又は予防剤に係る特許発明」について
  - ・フェノール樹脂又はイオン交換樹脂を炭素源として製造され、直径、比表面積、細孔容積が本件特許発明に規定された一定の範囲にある球状活性炭からなる経口投与用吸着剤。
  - ・本発明による経口投与用吸着剤は、特異な細孔構造を有しているので、消化酵素等の体内の有益成分の吸着性が少ないにもかかわらず、有毒な毒性物質の消化器系内における吸着性能が優れるという選択吸着特性を有し、従来の経口投与用吸着剤と比較すると、前記の選択吸着特性が著しく向上するという特徴を有している（本件特許明細書の段落【0012】の記載から一部引用）。

当社は、知的財産権を極めて重要な資産の一つと位置付けており、当社の知的財産権が侵害されたと判断した場合には、知的財産権の保護および活用のために、毅然とした態度で臨んでいく所存です。

以上